



# 教皇様の叢

Libreria Editrice Vaticana, Città del Vaticanoの転載許可済 © 1994 発行所 財団法人 精道教育促進協会 〒659 兵庫県芦屋市船戸町12-6 TEL.0797-31-3452・FAX.0797-31-3448

## 回章『真理の輝き』の要約

真理のないところに自由はない

一九九三年八月六日付けで公表されたばかりの回章「真理の輝き」で、ヨハネ・パウロ2世は道徳の基礎について丁寧に説明している。このテーマについてカトリック教理を解説するにあたり、現代の社会的・文化的状況を考慮に入れ、また倫理神学の最近のいくつかの傾向に批判的に評価を下している。ここに要約した回章は自由についてすばらしい教えである。もし福音書の一節を選ばなければならぬとしたら、この節、すなわち「真理はあなたたちを自由な者とするだろう」を選ぶ、と言われた教皇が書かれたというの

は偶然のことではない。序の部分で、ヨハネ・パウロ2世は回章を出した理由について、「カトリック教理のいくつかの基本的な真理を思い出させるため

ある。最近の解釈ではそれらが歪曲されたり、否定されたりしている恐れがある」と述べている。その危険は、「人間の自由を真理との構成的・本質的な関係から切り離してしまう思考傾向」の影響を受けている。

そのような考え方から様々な誤りが出てくる。すなわち、自然法に関する教えを否定する、教会の道徳についてのいくつかの教えを拒む、教導職が道徳的なことから拘束力のある干渉をすることを認めない、十戒が全ての状況において有効であることに疑いを持つ、信仰と道徳のつながりを問題にし、あたかも信仰のみが教会への所属を定め、行為についての問題は個人の良心の判断に任せるべきであるかのように主張する、等である。

### 励みとなる道徳

これら論争中の問題を詳細に検討する前に、教皇はイエズスと金持ちの若者との対話(マテオ19:16-22)を深く黙想し、聖書にその解釈の基礎を求める(第一章全体)。「永遠の命を受けるためには私はいくら良いことをすればよいのでしょうか」という質問は、守るべき規範に関するものというよりは、「人間の全ての行為、全ての決定の中心となる望み」に関するものであると教皇は強調している。この質問は、私たちをご自身の方へ引き寄せる最高善である神の呼びかけのこだまである。第二バチカン公会議が「倫理神学は信者がキリストにおいて受けた最高の召し出しを明らかにするよう」望んだように、倫理神学の刷新はこの観点から出発すべきである。ヨハネ・パウロ2世は、このように魅力的な広い展望の中に、キリスト教の道徳の基礎を示している。それは狭い見方や厳格主義、法律万能主義を退ける説明である。福音書に沿って、道徳的な生き方

とは、人間が自由という室で成長して行くことであると述べる。

### 愛の要請

「道徳的な生き方は、神の愛が人間のためにあふれるほどに示された無償の賜への応えである。それは愛の心から出る応答である」と回章は述べる。だから、「主を神と認めることが根本であり、神の掟の中心であって、個々の掟はこれを拠り所とし、これに向けて体係づけられる。」

十戒は「自由に至る道の必要不可欠の第一歩」をなす。それは、人間に對して外から課せられるものではない。なぜなら、「イエズスは神の掟とその要請を、内的なもの、根本的なものとして(…)完成された。隣人愛は、愛するがゆえに、さらに大きな要求にも応える覚悟をしている心、つまり愛する心から出るものである。」十戒は道徳的生き方の目的ではない。「掟とは、守るべき最低限度の線ではなく、愛をかためとする霊的・道徳的完成への道である。」

イエズスは後で若者に、十戒を守る事が道の始まりであると教えられた。「もし完全になりたいのなら、私についてきなさい。」従って、「キリストにつき従うことがキリスト教の道徳の本質、根源となる基礎である。」このキリストとの一致は、「人間の努力だけでは不可能である。」それは「神の恩寵の賜である。」

この神の呼びかけとそれに対する人間の応答に「円熟に向かつて成長する自由固有な力がある。」

### 自由は真理を求める

第二章は、倫理神学の最近のいくつかの傾向について、現代の状況に関連づけながら考察している。この点に関して現代文化の価値を認めることから始まる。「人間人格の尊厳とその唯一性、及び良心の尊重は、確かに現代文化のプラス面である。」しかし、これらの考えは、現代思潮の中で、いくつかの誤りのために力を失ってしまった。「自由を絶対的なもの、すなわち全ての価値の源であるかのように考え、極端なまでに自由を称揚するに至っている。」

「個人の良心に道徳的判断の最高審としての特権を与え」、「道徳的判断の過度な主観的解釈」をもたらした。

このような過ちは「真理に関する危機」に関係しており、個人主義的倫理観となっている。この考えによると、各々は他人の真理とは異なった自分の真理を持つていることになる。この危機は、自由をこれほどまでに尊ぶこの時代が、同時に全てのこと以前に決定されているとする決定論の時代でもあるという逆説を生んだ。歴史的、社会的、心理的、生物学的な種々の制限が誇張された結果、自由そのものが疑われている。

### 人間の自立

前述のような考え方に影響され

て、倫理神学のいくつかは、「自由は真理に依存することを重視しないどころか、否定さえする傾向にある。」そこで教皇は、まず初めにこの問題を明らかにするため、自由と法の関係から始める。神学の傾向の一つは、自由と法との間にありもしない対立関係を作り出すとする。教会が教える「自然法」のような、人間が制定したのではない規範への服従は人間の尊厳と相容れない、と考えるのである。

教皇は、カトリックの教えは人間の正しい自立を認めていると説明する。まず第一に、神のみが善と悪についての決定権を持っているが、それは神の専横を意味しない。「神のみが良い方をであり、神は人間にとって良いものを完全にご存じであるから、神ご自身が愛に動かされて、十戒の中でそれを示された。」それゆえ自然法は、人間の善になるもの以外は命じていない。だからこそ、神の法は同時に人間自身の法なのである。さらに神は人間に自由意志を与えた。このように、「自立」とは「人間が自らの内に創造主から受けた固有の法を持つ」ということである。しかし、「それは人間の理性が道徳律や価値を創り出すことができるというわけではない。」人間が道徳律の立法者ではないと言っても、だから人間がその奴隷だということでも、また道徳律の機械的な遂行者であるということでもない。反対に「道徳的な生

き方は、意識的な行為の源・原理である人格に固有な創意工夫を要求する。」

多様な文化を越えて

自然法に対するその他の批判によると、特に性倫理について、カトリック倫理は「生物学主義」または「自然主義」だと非難する。教会が性行為の自然の仕組みを尊重すべきだと主張することに対して、生物学的法則以上のものではないものをあたかも道徳律であるかのように表明している、というわけである。しかしこのような解釈は、靈魂と身体的一致である人間が倫理行為の主体であることを忘れており、また靈魂と身体的一致を理解していないことをうかがわせる、と回章は述べている。

靈魂と身体を分離することは人間の本性と自由の分離をも意味し、その結果、別の過ちを引き起こすことになる。自由を本性の外におくので、道徳律は自然法ではなくなり、その普遍性が否定される。しかし、倫理規範は人間に共通な本性から出るものであるから、全ての人が常に義務として負う規範を含んでいる。

歴史上の文化、また現代文化の多様性はどうか？ いくつかの同じ掟が全ての文化において有効であると言えるだろうか？ 「人間は常に具体的な文化の中に存在していることは否定できない。だが、人間は自分が存在する文化の中に限られているものでは

ないことも否定できない。また別の面から見ても、諸文化の発展を越える何かが存在することを示している。この「何か」が人間の本性であり、まさにこの本性が文化の尺度であり、人間の本性がどの文化の奴隷でもなく、自分の存在についての深い真理に見合った人格の尊厳を擁護するための条件である。」

良心のために

続いて回章は、良心を「創造的なもの」として解釈する説について述べている。これらの説によると、良心に普遍的な規範を適用するだけに限ってはならない。なぜなら、普遍的な規範は人間と状況の種々異なる個別性を網羅しないからである。従って、実は法で禁じられていることを行うことを正当化するために、法を無視することができると言う。

教皇は、良心とは人間とその行為の道徳的な資質を証するものである、と説明している。ゆえに、良心は各々の場合に法を当てはめて、重大な罪であるか否かの判断を下すのである。それができるのは、良心が法の普遍的性質を認めるからである。従って良心は、「道徳の近い規範である。」それはまさしく、「良心の声とその判断の力が善と道徳悪(罪)についての真理から出るからである。」確かに良心は誤り得る。しかし、「倫理善に関する「主観的」

過ちを「客観的」真理と混同してはならない。」その過ちが克服できない無知によるものなら、その悪い行為は罪にならないこともあるが、行為が悪であることに変わりはない。過ちを犯す可能性があるとすることは、「良心が常に真理と善に向かって改心するよう」良心を形成する必要があることを示している。そして、正しい判断を下すためには、神の掟を知っているだけでは十分ではなく、「人間と真の善との間の「本来的一致」のようなものが不可欠である。」そしてそれは、徳と恩寵により獲得されるのである。従って教会の宣言は、信者の自由を奪うものではない。なぜなら、「良心の自由は決して真理に「関する」自由ではなく、常に真理に「おいて」のみ自由だからである。」要するに「教会は常に、そしてただただ、良心に仕えるものなのである。」

根本的選択

第二章・第三節は「根本的選択の自由」を取り上げている。それによると、人間が道徳的に善か悪かは、生活の全般的な方向づけが、神と隣人への愛に向けられているかどうかによって決まるといえる。具体的な行為そのものはさほど重要ではなく、神から人を引き離す大罪は、根本的選択において神の愛を拒んだ時にのみ生じるといっているのである。

神の御前で自由になす根本的選択の重要性を認める。それはすなわち信仰の選択である。しかし、人間は自分の生き方を目的へと方向づける能力を持っているけれども、実際には「特定の行為の個々の選択において、その能力を行使している」と回章は述べている。

それゆえ「人間が道徳的に重大な事柄において、知りつつ根本的選択に反する選択をするなら、もとの根本的選択は取り消されたことになる。」教皇は続けて述べる。

「従って大罪と小罪に関する教えは完全に有効である。神を明らかに拒むことだけでなく、道徳律の重大な事柄に自分の意志から従わぬ態度をとれば、成聖の恩寵を失い、また赦しを得ない限り、救われない。」

善い意向だけでは足りない

次に「目的主義」を扱うに際して、倫理性の源泉という古典的な問題を検討している。この目的主義は、行為の対象を無視して、意向のみが善悪(倫理性)を決める結果を見るか(結果主義)、またはできるだけ大きな善を追及しているか、最小悪を追及しているかを調べることに、善い結果と悪い結果の割合を考えて意向を評価する。(均衡主義・比例主義)

これらの説の結論は、例外を認めないような絶対的な道徳上の禁止事項はないということである。普遍的禁止事項を破る行為でも、

# 説教・講話・書簡等の抄訳

本人がその行為以上に道徳的善であると責任をもって考え、判断したのであれば、罪にならないと言っているのである。

この説に対して回章は次のように答える。「人間の行動は、行為者の意向が良いという理由だけで(…)道徳的に善であるという評価を下すことはできない。」予測される結果は悪い行為の重大度を変更することがあっても、悪い行為を良いものにするとは決してない。倫理性(善悪)の源泉は他にあるのである。「人間の行為の倫理性は、何よりも基本的に、熟考する意志が理性的に選択した行為によって決まる。」ゆえに

「本質的に悪である」行為が存在する。それは常に悪であり、それ自体、言い換えると状況や行為者の意向とは関係なく、それ自体悪であるものが存在するのである。「良い意向を持つためには、善を求め、悪を避けることが必要不可欠である。そして、ある行為はそれ自体、善に方向づけられていないのである。」

## 真の理解

第三章は、社会にとって道徳的善がかけがえのない価値を持つことを強調し、道徳的生き方を現実的で励みとなるような仕方でも示している。善の道には困難なことがあるが、勇気をもって進む必要がある、と教皇は説く。道徳を水で薄めれば人間に役立つと考えるのは、浅はかであり有害である。そ

れどころか、人間の尊厳に対する反逆と社会生活の破壊を容易にさせることになる。道徳の要請をそのまま純粋なかたちで信者に思い出させるのは、教会の牧者の責任である。神の恩寵はそのような生き方を可能にする。

「信仰はまた、道徳的内容を含む。つまり信仰は、生活が信仰の要請に沿ったものであるよう求め、導く。」教会が道徳的要請のレベルを下げることなくこの生き方を奨励しても、それは人々に対する理解を欠くことではない。「真の理解と誠実な同情は、人間を、人間の真の善を、真の自由を、愛することではなければならないからである。」しかし「善と悪の尺度を、状況に合わせるために作り変えたり、危うくしたりすることでは決してない。」

相対主義に対して、「いかなる例外もなく、常に全ての人にとって有効な規範を認める道徳だけが、社会生活の道徳的基礎を保証し得る」と教える。道徳の勝手な解釈が、ことに最も弱い者に多大な害を与えることは、たやすく理解できる。いったん道徳律に例外を認めると、そうできる者がさらに例外を作るからである。そこで教皇は「新しい課題」(46番)ですでに言ったように、「民主主義と倫理的相対主義との結び付き」が示す危険について警告している。それは結果的に、明らかな、または隠れた全体主義となり得るからである。

## 最高のものを求める

「道徳意識のかけり」が見られる今日において、「福音宣教、したがって『再福音化』は、道徳面での提議と声明を伴う」と回章は続ける。これに関して、倫理神学者は、牧者の本来の使命と共に特別の使命を持っている。彼らは道徳の教えをより明らかにし、「自らの職務遂行において、教導職の教えに内的にも外的にも忠実であることの模範を示す責任がある。」道徳を勝手に作ったり、変更したり、また人気者になつたりするのはその職務ではない。すなわち「マスコミを通じて論争したり、計算ずくで抗議行動をとることは、教会の一致・交わり(コンムニオ)に反する。」「キリスト信者は純粋で欠けるところのないカトリックの教えを受け、権利を有しているのである。」

「混乱を避け、信者のこの権利が

尊重されるよう見守るのが司教の義務である。こうして「教会とつながっている学校、大学、また病院に「カトリックの」という呼称を認めるか、重大な難反がある場合は剥奪するかを決めるのは聖座と一致する司教の権限である。」ヨハネ・パウロ2世は、この回章を一つの宣言で締めくくる。それは言うならば、キリストによってなされた罪の贖いのわざに依り頼む人間の楽観主義宣言である。神の恩寵の助けと人間の自由な応えがあれば、希望の霊的な世界は常に人間のために開かれている。

教会は人間に、そして人間の善に向かう能力に信頼する。それは、確かに罪によって弱められているが、神の恩寵はそれを回復し、人間がなし得る最大限まで可能にする。

これは、ヨハネ・パウロ2世の励ましのメッセージである。より善いものは常に可能である。いた

るところで浸透している墮落や犯罪の増加により、倫理の刷新が強く望まれている今、教会が示す理想は実行可能なものである、と教皇は思い出させている。「しばしば、キリスト教の道徳はそれ自体あまりにも困難であるかのように見えるかもしれない。理解するのが難しく、実行するのはほとんど不可能であるかのように見えるのである。しかしこれは偽りである。なぜなら福音書の簡潔な表現によると、キリスト教の道徳は基本的に、キリストに従うこと、主に自らをゆだねること、神の恩寵によって変えられることを潔しとすること、またその憐れみにより新たにされることにあるから。」

(九三・十・六)

(※いづれ公式訳が出ると思いますが、世界的に反響の大きな回章です。参考のためスペイン・ACEPENS A紙に出た要約を載せることにしました。)

## 本物の自由とは？

(九三・十・九、オーストラリア司教回へ)

(三) 先日、デンバーでの世界若者の日の集いで、若者たちが生命の大切さ、生きる権利を守るべきことをいかに強く感じているかがわかりました。「死の文化」が主張していることは、言われるようなより良い世界をもっと高貴な生き方への道ではない。むしろそれらは良心が暗

くなつた結果なのだ。若者たちは気づいたのです。人間の行動に關するある種の人類学上・倫理学上の学説が、自由を誇大視して、良心を照らす真の光を歪めた頃から、良心は迷いにおちいりました。最新の回章「真理の輝き」の言葉を借りれば、個々の人間は、「善悪を見分ける最初の力、創造

主の知恵の反映が、消えない閃光のように全ての人の心の中で輝いている」(59番)の気づきです。今、教会が人々のためになし得る重大な務めは、良心の真の姿を教え、道徳規範の普遍性と永遠の有効性を擁護し、人間の真の自由についての感覚を養うことです。新回章の目的は、現代社会を苦しめる道徳的危機の中心にある、これらの基本的事柄についての教会の教えを伝えることなのです。(三)

# 不変の教え

## 良心と道徳律

「最新の回章『真理の輝き』では、良心の持つ重要性を強調したつもりです。」日曜日のお告げの祈りのため聖ペトロ口広場に集まった人々を前に、教皇様は良心の大切さ、人の尊厳が内面的なものに根ざすこと、人生には道徳的な判断力が不可欠であることなどをお話しになり、成熟した良心を持つ人として、マリアを模範にあげられました。

現代文明の最良の点は、人の尊厳を認めるようになってきたということで、これがキリスト教の考え方の接点ともなっています。人の尊厳は「神に似せて」（創世1・26）造られた人間の内面的なものに根ざします。事実、見える世界のあらゆるものの中で人間だけは、ただ存在すると言いつつとどまらず、自分が存在していることを知っています。人間には知性があり、「神の知恵の光にあずかって」（現代世界憲章、15番）いるからです。そこで聖アウグスチヌスはこう書いています。「あなた自身のうちに引きこもるがよい。真理は人の内面に住まう

のだから。」（『真の宗教について』3972）

道徳を知る良心は、人間の内面を富ませるもののうちでも、欠くことのできない要素です。良心は「常に善を愛して行い、悪を避ける」（現代世界憲章、16番）べきことを教えます。人の心の奥深くひそむ良心は、道徳的責任感の拠り所であるのみならず、宗教体験そのものでもあるのです。この点について、公会議は述べています。「良心は人間の最奥であり、聖所であって、そこでは人間はただひとり神と共にあり、神の聲が人間の深奥で響く。」（同16番）

最新の回章『真理の輝き』では、道徳律の適切さとその普遍性を再確認しました。良心の大切さについても強調したつもりです。実際、道徳律と良心は、いずれか一方を選べばよいというものではありません。良心は行動を律する近い規範であり、たとえ知らずにやむなく（克服不可能な無知から）間違いを犯したとしても、規範としての良心に従うべきです。しかし、良心の持つ拘束力は道徳法それ自身から来るものであり、良心は道徳法の要求を生活

の具体的な場面に適用します。良心が法を作るのではなく、与えられた命令として法を受け入れるのです。

従って、良心の下の判断は絶対的な自立性に基づくものではなく、自分が創造主に依存していることを知る被造物としての謙遜さに根ざしています。

良心とて、誤ったり、惑わされることもあります。良心の声はアリケートなので、気を散らさせるような生活の騒音にかき消されたり、長年にわたる罪の習慣のため、圧殺される場合もあります。

良心を養い育て、教育する必要があります。良心形成のために好ましい方法は、信仰の恵みだけではないという人の場合、教会の教導職が聖霊の助けを借りて、權威をもって啓示を解釈した、道徳律に関する聖書の啓示を良心と関連づけることでしよう。

愛する皆さん、円熟した良心的お手本となる人を求めるなら、マリアに目をむけてください。福音書の示す聖なる処女は、神に聴き入り、いつでも神の御旨を果す用意のある女性です。神のみことばは、処女の胎で「肉体となって私たちのうちに住まわれ」（ヨハネ1・14）る以前から、彼女の心の奥深くに根をおろすことができました。マリアの母としての取り次ぎを通して、聖霊の息吹に注意深く従う良心が与えられますように。（九三・十一・七）

「心の清い人は幸いである。彼らは神を見るであろう。」（マテオ5・8）至福八端の中のこの言葉を耳にすると、天国で神を見奉り、声をそろえて神を称えるあまたの「心の清い人々」が目に見えます。

神を見ることは人間の心の大きな熱望ですが、過ぎ行くことがらのあれこれに心を奪われて、時には気づかずにいることもあります。しかし人間の精神構造そのものが無限なるものに向かうようできていますので、人は「神を見ることのできる」のみならず「見ずにおれない」のです。

「主よ、御身はわれらをご自身のために作り給い、われらの魂は御身のうちに憩うまで安らぎを知らず」と書き記したとき、聖アウグスチヌスは自らの回心を思い出ししてただけではありません。人類一般の状態を言い表したのです。聖人たちの喜びに心を合わせる時、私たちが聖性に招かれていることを改めて感じます。公会議によれば「どのような身分と地位にあっても、すべてのキリスト信者がキリスト教的な生活の完成と完全な愛に到るよう召されています。」（教会憲章、40番）人は心を開いて神の掟を守らな



ければ、この目的に達することはできません。最新の回章『真理の輝き』で申し上げたように「掟とは、守るべき最低限度の線であると考えてはなりません。掟とは愛をかためとする霊的・道徳的完成への道なのです。」（15番）キリスト信者の面目は、聖性に達するよう招かれていることになり、生き方の模範となるのはキリストご自身です。「イエズスが行われたこと、言われたこと、その行いと教えはキリスト教生活の道徳ルールとなっています。」（同20番）

今日、御身は「小羊の血」で服を洗った（黙示録7・14参照）数えきれない多くの人々と共に喜んでおられます。御身は最初に贖われた方、最初に救われた方。まことに聖なる、原罪の汚れなき御方。私たちがなまぬるさを克服し、完徳への強固な望みで心を満たすことができるようお助けください。現代の人々のために、教会に大いなる聖性の目覚めをもたらしてください。（十一・一、聖ペトロ口広場にて、お告げの祈りの時に。）

「教皇様の声」ヨハネ・パウロ二世教皇の説教、書簡、講話等を解説なしにそのまま伝える月刊紙 ■毎月十日発行 ■定価 一部八十円 送料実費 ■一年千九百円 送料六百元 ■二十部以上の一括購入なら送料不要

郵便振替 神戸 3-72393